



# Tax Watch Update

Issue No. 3

2011年4月

はじめに	2
法人所得税	2
インボイス	3
付加価値税	4
個人所得税	5
外国契約者税	6
税務管理	6
関税及び税関に関する規則	6

## はじめに

今月号では、法人所得税、インボイス、付加価値税、個人所得税、外国契約者税、税務管理及び関税・税関に関するベトナムの最新情報を記載しました。これらの最新の規制やその影響についてご検討を頂き、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 法人所得税（法人税）

### 引き当てに関する Circular 228/2009/TT-BTC の改定

2011年3月14日、財務省より、棚卸資産の価値減少、金融投資資金の損失、貸倒及び商品・製品・建設物の保証のための引き当て計上の規制に関する Circular 228/2009/TT-BTC に取って代わる Circular 34/2011/TT-BTC が発行されました。

Circular 34/2011 は「信用組織の引き当て計上は信用組織に対する財政制度のガイドラインである文書に基づいて実施する」を削除すると規定。従って、Circular 34/2011 は信用組織へも適用されます。

Circular 34/2011 は署名日の 45 日後より発効となり、2011 年会計年度に適用されます。

### 事業体の科学技術開発基金に関する Circular

法人所得税法の 14/2008/QH12 により、事業体は毎年の課税所得の 10% を上限に、事業体の科学技術開発基金（以下、基金と略称する）に引き当てることができます。しかし、基金の設立、活動、管理及び使用を具体的なガイドラインとなる Circular がなく、組織・個人・事業体の科学技術開発基金の活動規制を規定する、財務省の 2007 年 5 月 16 日付け Decision 36/2007/QD-BTC しか無く、この Decision には法人所得税法の規定と整合しない点があります。

2011 年 2 月 9 日に財務省より基金の設立、組織、活動、管理及び使用を具体的なガイドラインを示す Circular 15/2011/TT-BTC を発行されました。以下には主要な内容を記載いたします：

- ▶ 事業体の競争力を高めるために、技術の研究・応用・開発・更新する、製品を更新する、生産を合理化する活動を通じてベトナムに於ける事業体の科学技術活動に投資するために、財政源を作る事業体の基金である。
- ▶ 基金の規模及び事業体の科学技術への投資需要に応じて、事業体の最高権限を有する者は基金の組織、活動、管理の形式を決定すると共に、基金の活動に関する責任を負う。
- ▶ 事業体は基金設立決定書、基金の組織・活動定款を法人税の納税を登記する税務当局へ提出する。提出時点は最初期の引き当て、使用の報告書を提出する時点以前或いは同時点と規定する。
- ▶ 基金設立の決定を発行してから 30 日以内に、事業体は基金設立決定、基金の組織・活動定款を本社を管轄する都市の科学技術当局、財務当局へ提出する。
- ▶ 基金はベトナムに於ける事業体の科学技術投資活動のみに使用され、ベトナムに於ける事業体の科学技術開発に直接に関らない活動に使用されない。又、その他の資金により支援される科学技術プロジェクトへの投資も認められない。
- ▶ 毎年、事業体は基金の引き当て、使用状況の報告書を作成し、法人税の確定申告書に引き当てるレベル、金額を申告しなければなりません。基金引き当て、使用に関する報告書を納税と登記行っている税務当局、科学技術当局、財務当局に提出する。提出のタイミングは財務報告書の提出と同時にする。

- ▶ 事業体は科学技術開発基金として確保された支出は、法人税の計算に際しての損金算入費用として計上しない。
- ▶ 引き当て計上をした年から 5 年間以内に、基金がすべて使用されない、或いは 70%以下の使用の場合或いは異なる目的に使用された場合、事業体は国家予算に使用されない、或いは 70%以下の使用、或いは異なる目的に使用された所得に対する、法人税及びその法人税から発生する利息分を納付しなければならない。
- ▶ 使用されない或いは 70%以下の使用或いは異なる目的に使用された場合、徴収法人税及び利息分を計算する原則；所有形式の変更、合併、会社分割または企業業態転換などの時の基金管理に関することも具体的にガイダンスが示されている。

この Circular は署名日の 45 日後より発効となる。Circular の有効日以前に Decision 36/2007/QD-BTC の規定は法人税法 14/2008/QH12 及び Decree 124/2008/ND-CP の規定と相違がある場合、法人税法 14/2008/QH12 及び Decree 124/2008/ND-CP に基づいて実施される。

### 債権回収業務に関する税制

財務省の 2011 年 1 月 28 日付け Official Letter 1474/BTC-TCT により、銀行及び信用組織の債務回収業務に対する税制 は以下の通りです。

法人税について、銀行及び信用組織が債権を回収するために債権を販売する時に、取得が発生する場合、法人税に関する規則に基づいて、法人税を申告し、納税しなければなりません。

付加価値税：債権販売活動は付加価値税の課税対象外です。

インボイスについて：銀行及び信用組織が債権を販売する時に、銀行及び信用組織が債務回収の処理権限を有する場合、規則に基づいて、債権の買手にインボイスを発行します。

## インボイス

### インボイスに関する Circular 153/2010/TT-BTC の改定

2011 年 2 月 8 日に財務省はインボイスに関する Circular 153/2010/TT-BTC の第 6 条を修正する Circular 13/2011/TT-BTC を発行しました。従って、総資本金が 10 億ドン以上所有する事業体は自己で印刷するインボイスを発行できるようになります。Circular 153/2010 によると、50 億ドン以上所有する事業体のみが自己で印刷するインボイスを発行することが可能でした。

この Circular は署名日の 45 日後より発効となります。

### 電子インボイスに関するガイダンス

2011 年 3 月 14 日に、財務省より商品販売、サービス提供への電子インボイスの作成、発行及び使用に関するガイダンスである Circular 32/2011/TT-BTC が発行されました。

この Circular は以下の対象に適用されます。

- ▶ 商品販売、サービスの提供をする時に、電子インボイスの使用を選定する組織・個人
- ▶ 電子インボイス・ソリューションを提供する中間組織；販売者と購入者との電子インボイスのデータを作成、送信、受け取り、保管、回復することを支援する組織。
- ▶ 各レベルの税務管理機関及び電子インボイスの作成、発行、使用に関する組織・個人

電子インボイスを作成する商品・役務の販売者は以下の条件をみたさなければなりません。

- ▶ 条件を満たす経済組織であり、税務当局への申告に於いて、電子取引を実施している；或いは銀行活動に於いて電子取引を使用している経済組織。
- ▶ 電子インボイスの開拓、管理、処理、使用、保管に関する要求を満たす場所、通信送信線、通信網、送信設備を持つ。
- ▶ 規定に基づく電子インボイスの作成、使用をすることを実施する要求に適用する能力のある人材を持つ；
- ▶ 法律規定に基づく電子署名を持つ。
- ▶ 会計ソフトに接続する商品・役務の販売ソフトがあり、商品・役務の販売電子インボイスのデータがインボイス発行時に、自動的に会計ソフト（或いはデータベース）に入力されることを確保しなければなりません。

以下の保管品質に対する最低要求に対応するデータのコピー、データ回復、データ保管のプロセスを持つ。

- ▶ データ保管システムはデータ保管システムに関する基準を満たす或いはそれに互換されると証明されている。
- ▶ システムのクラッシュ時、データのバックアップとデータリカバリのプロセスがある。

電子インボイスは商品・役務販売者から直接に発送される、或いは電子インボイス・ソリューションを提供する中間組織を通じて発送することができる。

商品販売者は流通過程に有形商品の原産の証明をするために、電子インボイスを紙インボイスに変更することができるが、一回のみとされる。

商品の原産を証明するために、紙インボイスに変更される電子インボイスは要件を満たさなければならず、販売者の法的代表者の署名、印鑑が必要となります。

会計法に基づいて会計証書などを保管するために、購入者、販売者は電子インボイスを紙インボイスに変更することができます。

Circular は電子インボイスの作成、発行及び使用について詳細を規定しています。

Circular 32/2011/TT-BTC は 2011 年 5 月 1 日より有効になります。

## 付加価値税 (VAT)

### 通信サービスに対する VAT

2011 年 3 月 15 日に、財務省より通信に関する VAT のガイドラインである Circular 35/2011/TT-BTC が発行されました。特筆すべき重要な点を以下に記します。

- ▶ VAT 課税対象に属さない通信サービス
- ▶ 通信接続料金に対する VAT
- ▶ 営業所の通信インフラシステムに投資をするために購入した商品・役務に対する仮払い VAT
- ▶ 料金の後払い通信サービスに対する VAT 申告
- ▶ 通信サービス営業所の内部で分配される通信サービス提供の売上に対する VAT

Circular 35/2011/TT-BTC は 2011 年 5 月 1 日より有効になります。

### 証券営業活動に対する VAT

税務総局の 2011 年 2 月 23 日付け Official Letter 609/TCT-CS により、証券会社は条件付き上場をしていない証券売買活動 (Repo 証券と略称する) が許可されている場合、このサービスは VAT の課税対象外となる。

## 2009 年 1 月 1 日以前の銀行の仮払い VAT 分配

財務省の 2011 年 2 月 28 日付け Official Letter 2624/BTC-CST により、銀行が控除される仮払い VAT と控除されない仮払い VAT を分別した上での計算ができない場合、仮払い VAT 分配は販売した総商品・役務の売上にも占める該当課税商品・役務売上の比率で控除されます。内訳：

- ▶ VAT 課税される商品・役務の売上は控除方法に基づいて納税する VAT 課税される商品・役務の総売上となる。
- ▶ 当期に販売する商品・役務の総売上は：VAT 課税される商品・役務の売上；VAT 課税されない商品・役務の売上及び外貨、金、銀、貴重な宝石の売買活動からの差額などを含めます。

銀行はこのガイダンス及び財務省の 2010 年 8 月 30 日付け Official Letter 11469/BTC-CST の規定と異なる仮払い VAT を分配をすでに使用している場合、再調整をする必要はありません。

## 個人所得税 (PIT)

### Official Letter 486/TCT-TNCN の訂正

2011 年 3 月 1、税務総局より 2010 年度個人税の確定申告のガイドラインを示した Official Letter 486/TCT-TNCN を訂正する Official Letter 659/TCT-VP が発行されました。従って、第 III 目の最後の部分である“税金確定申告時の控除される項目”は以下に修正された。

ベトナムの外国人居住者に対して、扶養控除は年初から (ベトナムに来越した月より変更) ベトナムを出国する月まで計算されます。

### 媒介コミッションに対する個人所得税

税務総局の 2011 年 3 月 1 日付け Official Letter 665/TCT-DNL のガイダンスにより、ベトナム国内での媒介活動により得た外国人のコミッションは以下の通り個人所得税が課税されます。

- (i) ベトナム居住者であり、ベトナム国内で媒介活動をしている外国人に対しては：一回の支払い所得が 50 万ドン以上の場合、10%税率で源泉課税がされます。もし個人にはこの所得だけであり、扶養控除した後に、課税所得の対称とならないことが予測される場合、臨時的に 10%を控除しない根拠をとして、個人は支払者に約束書の提出が求められます。
- (ii) ベトナム非居住者であり、ベトナム国内で媒介活動をしている外国人に対しては：
  - ▶ 外国人が商人である場合：コミッションは 5%の源泉税率で課税されます。商人である個人は外国法に基づいて営業登記をしており、或いは外国法により商人と認められる証明書がなければなりません。
  - ▶ 外国人が商人ではない場合：コミッションは 20%の源泉税率で課税されます。

### 臨時的所得に対する個人所得税

- ▶ 以前、税務総局は 3 ヶ月から 12 ヶ月までの臨時労働契約を締結する個人に対する個人所得税の源泉徴収 (控除) のガイドラインである Official Letter を数回発行しました。今回、税務総局は 2011 年 3 月 01 日付け Official Letter 655/TCT-TNCN にて、再度「組織、個人が 3 ヶ月から 12 ヶ月までの臨時的に労働者を雇用し、労働契約書がある場合、支払度に支払合計額の 10%の控除を認めず、月支払い額に対する累進税率で課税する」と確認がされました。
- ▶ 商品販売代理店を遂行する個人毎度の支払い額が 50 万ドン以上の場合、支払額の 10%の税率で課税されます；もし個人にはこの所得だけであり、扶養控除した後に、課税所得にならないと予測さ



れる場合、臨時的に 10%を控除しない為の根拠として、個人は支払者に約束書の提出が求められます。

## 外国契約者税

### 外国契約者に対する協定に基づく免税・減税を通知する手続きの遂行

税務管理法及び 2007 年 5 月 25 日付け Decree 85/2007/ND-CP の一部条項を施行ガイドラインである 2007 年 6 月 14 日付け Circular 60/2007/TT-BTC により、ベトナムとその他の国の二重課税防止条約を適用をする場合、免税・減税される対象に所属する外国契約者はベトナム組織・個人との契約を実施する日より 15 日以前に、条約に基づく免税・減税を通達する手続きを遂行しなければなりません。期限の終了後、外国契約者が書類を提出しない場合、条約に基づく控除権を喪失します。条約の適用の為の申請書類を提出する権利は認められます。

但し、提出時点は納税義務に関する支払額を支払った或いは発生した時点より 3 が経過した場合（2004 年 12 月 31 日付け Circular 133/2004/TT-BTC の D 部、VII 目、3.2 点の規定に基づく）外国契約者の申請は承認されません。

「税務総局の 2011 年 2 月 9 日付け Official Letter 473/TCT-HTQT による」

## 税務管理

### 税務管理の施行のガイドラインを示す新たな Circular

2011 年 2 月 28 日に、財務省より税務管理法、税務管理に関する Decree 2007 年 5 月 25 日付け 85/2007/ND-CP 及び 2010 年 10 月 28 日付け 106/2010/ND-CP の一部条項のガイドラインを示す Circular 28/2011/TT-BTC を発行されました。

Circular 28/2011/TT-BTC は署名日の 45 日後より発効となり、財務省の 2007 年 6 月 14 日付け Circular 60/2007/TT-BTC に取って代わります。

## 関税及び税関に関する規則

### 現場での輸出商品に対する付加価値税0%税率の適用のガイドラインである Circular草案

財務省よりの新しいCircularの草案は輸出契約、関申告書、付加価値税のインボイスなど現場輸出商品に対する付加価値税の0%税率を適用の為にいくつかの条件を規定しています。更に、草案も「購入側が現場輸出商品を使用して、引き続き輸出商品を加工、生産するのではなくて、国内販売をするために生産、加工をする場合、付加価値税の0%税率が適用されない」と明確に規定しています。但し、この草案も「現場輸出事業者が現場輸入事業者の生産、販売に関する状況が確認できない」と言う不明瞭な点の解決がされていません。

従って、引き続き輸出商品の生産、加工されない現場輸出商品に対する付加価値税の0%税率を適用する規定は本当に事業者にとっては不利な点となります。

### 輸出加工企業の輸出入品の管理

税関総局の最新ガイダンスにより、輸出加工企業は免税商品一覧表に所属しない輸出入品に対して、決算報告を実施する必要がありません。但し、該当商品は通関手続きを遂行しなければならず、売却するまでは、通関当局により管理されます。〔税関税関総局の2011年02月28日付けOfficial Letter 853/TCHQ-TXNK〕

また税関総局は2011年03月01日付けOfficial Letter 868/TCHQ-GSQLにて、「輸出加工企業は外国に輸出する商品に対する輸出税及び海外から輸入し、企業範囲に使用する輸入品に対する輸入税を納税する必要はありません。

但し、輸出加工企業は関連通関手続きを十分に遂行しなければなりません。

### 課税価格の計算に関する違反

税関総局は輸出活動がある事業体の、法律手続きの遵守を管理することに一層注目をしています。特に課税価格の計算に関する規定に対して、事業体が故意に課税価格を間違えて申告している場合、追加の罰金が課されます。違反レベルに応じて、事業体は通関申告・税金申告或いは脱税、等に関する違反をに対し規定された罰金レベルが適用されます。2011年3月8日付けOfficial Letter 976/TCHQ-TXNK。

### 略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	<b>General Department of Customs</b>	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MOLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	Official Letter
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

## お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**Tuan Dinh Pham** シニア・マネージャー  
[tuan.dinh.pham@vn.ey.com](mailto:tuan.dinh.pham@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Ronelle Acheron** シニア・マネージャー  
[ronelle.acheron@vn.ey.com](mailto:ronelle.acheron@vn.ey.com)

**Bernard U. Cobarrubias** シニア・マネージャー  
[bernard.cobarrubias@vn.ey.com](mailto:bernard.cobarrubias@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**中島 敬仁** 日系企業担当シニア・マネージャー  
[takahito.nakajima@vn.ey.com](mailto:takahito.nakajima@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000153

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)